

保育者の社会的地位向上とわが国の発展との関係に関する一考察

大滝 世津子

目次

1. はじめに	1
2. 「子ども・子育て新制度」の行く末	2
3. 10年後に質の高い保育が実現するために	3
3. 1. 保育者をめぐる現状	3
3. 2. 保育者の社会的地位はなぜ低いのか	4
3. 3. 保育の専門性	4
3. 4. 保育の専門性が正当に評価された場合のメリット	7
3. 5. 保育者の社会的地位を向上させるには	8
4. おわりに	9

1. はじめに

本研究は保育者の社会的地位の向上とわが国の発展（保育の質量両面における向上、男女共同参画社会の実現、わが国の国際的地位向上）との関係について、10年後の保育・幼児教育・子育て支援のあるべき姿を視野に入れた形で検証することを目的とする。なお、本研究における「保育者」とは、保育士と幼稚園教諭の両方を含むものとする。また、「保育」と「幼児教育」は就学前という点において同質のものとみなして用いる。

2009年 CEDAW（国連女性差別撤廃委員会）最終勧告がなされた。これは日本社会における男女間の不平等の是正を制度面・精神面の両面から現実的に推進していくことを期待する内容となっている（「女子差別撤廃委員会の最終見解（仮訳）」2009）。これを受け、わが国では第3次男女共同参画基本計画が策定された。この中では、政治、司法を含めたあらゆる分野で「2020年30%」（2020年までに各職業に占める女性の割合を30%まで引き上げる）の目標に向けた取組などが示されている（「第3次男女共同参画基本計画」2011）。

安倍首相は「女性の活躍」促進を掲げ、2014年9月12日に行われた WAW!Tokyo2014（女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム）におけるスピーチの中で「女性も男性も、すべての人が輝く社会」の構築に尽力すると宣言している（「WAW!Tokyo2014 公開フォーラム 安倍総理スピーチ」2014）。こうした昨今の流れについて内閣府男女共同参画会議基本問題専門調査会委員の伊藤公雄は「国際社会のジェンダー政策の動向と連動した日本社会の根本的な転換が、今、本格的に求められようとしている」と述べている（伊藤 2010）。

このように、国際的にみると男女共同参画社会が実現しているとは言えない現状の中でわが国ではさまざまな施策が実行され、少しずつ改善の兆しが見えてきている（「第3次男女共同参画基本計画」2011）。しかしながら、CEDAWの勧告にあるように不十分な点が残っており、問題は未だ山積している（「女子差別撤廃委員会の最終見解（仮訳）」2009）。

この問題を考えるにあたって切っても切り離せないのが保育の問題である。待機児童が多数存在している中で、いかに保育者数を増やし、待機児童を無くし、働く意欲のある女性が安心して働ける環境を整えるか。これらの達成がなければいかに政府がポジティブアクションを実施したとしても、理論上働く女性の数は増えようがない。

こうした背景から、このたび「子ども・子育て支援新制度」が策定され、平成27年4月1日より施行されることとなった。これは待機児童を減少させることに重点を置いて策定された制度である。そのために保育の受け皿を広げる方向での制度設計がなされている。認定こども園の増加に加え、保育ママ等の家庭的保育等にも財政支援を行うなど、保育事業参入へのハードルを下げる形での対応が組み込まれている。また、受け皿を増やすには当然保育者数も増やす必要があるため、保育者の処遇改善について言及されている（『子ども・子育て支援新制度ハンドブック 施設・事業者向け』2014、「事業者向けFAQ（よくある質問）【第6版】」2015）。これはこれまで光が当たらなかった保育者の処遇について国が対処すると明言した点で画期的なことであり、その姿勢は高く評価されるべきものであろう。

こうした政策は、待機児童の解消が急務であるわが国にとって当然の方向性ともいえる。待機児童を減らすための対処療法としては非常に現実的であり、各方面からの批判はあるものの限られた財源と限られた時間の中で考えられた最善の方法と言えるのかもしれない。

しかし、もし財源と時間に余裕を持って考えるならばこの政策は果たして最善と言える

だろうか。本論文のテーマは「10 年後の保育・幼児教育・子育て支援のあるべき姿」を視野にいたしたものという指定があることから、あえて 10 年という長いスパンで考えてみたい。

2. 「子ども・子育て支援新制度」の行く末

では、この政策をこのまま進めていった場合、わが国の行く末はどのようなようになっていくだろうか。この制度には①保育の受け皿を広げるため保育事業参入へのハードルを下げる方向性、②保育者の処遇改善、の 2 つが含まれている。ここではこれらに特化して検証する。

まず、①保育の受け皿を広げるため保育事業参入へのハードルを下げる方向性、であるが、これは前述の保育ママや小規模保育等にも財政支援を行う、というものである。このうち保育ママについて見てみると、以前は保育士・幼稚園教諭・看護師等の免許資格所持者に限定されていたが、近年は一定の研修を受けさえすれば保育ママになることができ、必ずしも保育の専門家である必要がない。これにより、いたましい事件が起きたことは記憶に新しい。子ども・子育て支援新制度においても、一定の研修を受けることにより保育ママになることができる（「事業者向け F A Q（よくある質問）【第 6 版】」2015）。ある程度の研修時間が設けられているが、保育者になるために養成校で学んでいる人に比べれば非常に短い時間である。本来必要な教育内容・実践経験には満たず、受講しても保育の専門家とは言えない。もちろんこうした保育ママに子どもを預けても問題なく子どもが帰ってくる場合の方が数の上では多いだろう。しかしだからと言ってそれが安全であるという根拠にはならない。むしろ保育の専門家ではない人に子どもを預ける場合には大きなリスクが伴うのであり、それが運よく回避された場合のみ子どもが安全に帰ってくるのだと考える方が道理に合っているのかもしれない。こうしたリスクが制度設計自体に含まれているといえる。

2013 年のデータで認可保育所と無認可保育所の死亡事故発生率を比較すると、無認可保育所は認可保育所の 45 倍にも及ぶとの指摘がなされている（すくらむ 2014）。無認可保育所という複数の大人の目がある施設でさえこの状況であることから、保育ママという密室の保育の中での事故の割合はより増加することが予想される。さらに、密室ゆえに報告がなされず暗数が増加していく可能性もある。このようにこの政策によって保育の受け皿は広がるが、保育の質や安全性の面では低下が懸念される。

次に②保育者の処遇改善についてであるが、これは消費税 8 % への増税により確保された 0.7 兆円を財源として保育者の給与を 3 % ベースアップする、というものである。今後消費税が 10 % になった暁には 1.1 兆円の財源が確保され、0.5 % のベースアップが行われる見込みである（YouTube 文部科学省動画チャンネル「子ども・子育て支援新制度の解説 よくある質問（FAQ）その 1」）。日本経済新聞が潜在保育士に対して行った調査によると、保育の仕事を希望しない理由として 47.5 % が「賃金が合わない」を挙げていた。この他に、「責任の重さ・自己への不安」40 %、「自身の健康・体力への不安」39.1 %、「休暇が少ない・取りにくい」37.0 % と続いていた。このように保育者は責任が重く、身体的にも負担が大きく、労働環境にも恵まれていない中で働いているにもかかわらず、厚労省によれば保育士の平均給与（2012 年）は月 214,200 円で、全業種の平均より 10 万円以上低かった（日本経済新聞 2014 年 1 月 5 日）。

こうした背景がある中で 100,000 円のアップがあるならまだしも、5,000 円から 10,000 円程度のアップがあったところで、保育者になりたいと考える人が増加するとは考えにくい。したがって、このまま政策を進めていっても目標の保育者数を確保できるかは疑問である。以上の検証から、現状の政策を進めていった場合、10 年後には保育の質や安全性が低下した上、保育者数も十分には増えていない、という状況が予想される。

3. 10 年後に質の高い保育が実現するために

では、10 年のスパンを見据え、根本的な改善を行うにはどのようにしたら良いのだろうか。十分な保育者数が確保された上で、保育の質も高まり、女性たちが安心して働くことができるようになる。それにより女性労働力率が上昇し、わが国の国際社会における地位も高まる。そのようなシナリオが描けないだろうか。これについて考える時、重要なポイントとなるのが「保育者の社会的地位の向上」である。以下ではこの理由について述べていく。

3. 1. 保育者をめぐる現状

まず①給与であるが、厚生労働省発行の平成 26 年賃金構造基本統計調査によると、女性の「きまって支給する現金給与額」は「保父・保母」(=保育士)が 214,400 円、「幼稚園教諭」227,700 円である。なお「各種学校・専修学校教員」は 329,400 円、「高等学校教員」は 391,100 円、「大学講師」は 425,400 円で(「平成 26 年賃金構造基本統計調査」2014)、保育士・幼稚園教諭は保育・教育関連の職業の中でも最も低い。これら保育・教育関連の職業の中だけで比較しても、次に低い「各種学校・専修学校教員」よりも 10 万円以上低い。

また、公立保育所の保育士の給与は地方公務員の行政職の給与体系が適用されており、私立保育所の保育士の給与は措置委託費の中に含まれる人件費を原資として分配されている。この人件費は国の保育単価に基づいて決定される(周 2002)。以上より、保育者の低給与には、国による保育職への評価の低さが現れていると解釈することができるだろう。

次に②職業威信スコアについて論じる。95 年版の職業威信スコアによると、大学教員 84.3、小学校教諭、中学校教員、高等学校教員 63.6 であるのに対し、幼稚園教員 58.3、保母・保父 52.9 となっている(都築 1998, 盛山ほか 2006)。このように職業威信スコアの観点から見ても、幼稚園教諭・保育士は低く位置付けられており、社会において保育士・幼稚園教諭の地位は他の教育分野の職業に比して低いものとみなされていることがわかる。

そして、③保育の専門性に対する認識についてであるが、現状では保育の専門性が正當に評価されているとは言い難い。このことは前述の「保育の受け皿を広げるため保育事業参入へのハードルを下げる方向性」にも表れている。この政策の根底にあるの一言でいえば「保育は育児をしたことがある人ならば誰でもできるものである」という認識である。そのような考えが暗黙のテーゼとして共有されているからこそ、無資格者を保育ママに認定することが肯定されたり、准保育士の導入が検討されたりしうるのだろう。また、既存の公立幼稚園・保育所でも子育て経験のある無資格者が募集されていることがあるが、公立の施設が公然と無資格者を募集していることから、国家としてこのテーゼを肯定していることがわかる。後述するように、「育児≠保育」であり、保育には高度かつ重要な専門性が存在するのだが、そのことが正當に認識されているとは言い難いのがわが国の現状で

ある。

最後に④保護者からの評価であるが、近年は保護者の高学歴化が進み、そうした保護者が保育所に子どもを通わせることが増加してきたことで新たな問題が指摘されてきている。それは、保護者の高学歴化に伴い保育者が軽視されるという現象である。もちろん大半の保護者はわが子を慈しみ育ててくれる存在である保育者を尊敬し、日々感謝しながら子どもを通わせている。しかし、近年の社会構造の変化により、こうした保育者を軽視する保護者が現れたのもまた事実である。このことは保育所・幼稚園におけるクレームの増加という形でも表れてきている。以上をふまえ次節ではこうした低評価の原因について論じていく。

3. 2. 保育者の社会的地位はなぜ低いのか

まず①敗戦による教師全般の権威の失墜が挙げられるが、川瀬（1961）によれば、戦前の社会では教師の地位は「聖職」として観念の上では高く評価すべきものとされていた。しかし、敗戦によって古い権威が失墜するとともに、「聖職」というタブーも破られることとなった（川瀬 1961）。このことが、それまでの「先生とは尊敬すべき存在」「先生のおっしゃることは絶対」といった社会的風潮の崩壊を招いたと考えられる。ここに端を発し、「先生」と呼ばれる職業に就く人も一「労働者」である、という議論が生じた（川瀬 1961）。これにより絶対的権威は失墜の一途をたどり、現在の「軽視」にまで繋がってきた。当然、子どもたちやその保護者たちから「先生」と呼ばれる職業である保育者もこの流れの中にあるため、こうした原因による「軽視」が生じている側面があると考えられる。

しかしながら、これだけでは同じ「先生」と呼ばれる職業の中でも最も低い地位にあることの説明ができない。ここでポイントとなるものの1つが②女性職、という要因である。社会には性別職域分離と呼ばれる、男女でふさわしい職業が異なり、実際についている職業も性別に基づいて分化している、という考え方が存在する（真鍋 1998）。1999年4月の男女雇用機会均等法の改正を機に「保母」から「保育士」に職名が変更されて以来、保育職に従事する男性は若干増加した。しかし保育者全体に占める男性の割合はいまだに5%にも満たないのが現状であり（青野 2009）、保育者は典型的な「女性職」であるといえる。イングランドによれば、ある職業における「女性比率が高くなるほど賃金が低くなる」のであり、「性別職域分離は女性的であることを低く評価する効果があり、賃金格差の直接の要因になる」（England 1992）。またベロニカ・ビーチィによれば「労働市場の女性の劣位は、家庭のなかの女性の地位によって決定されている」という（Beechey [1983=1993: 179]）。つまり家父長制をはじめとした社会に存在するジェンダー構造の問題が根底に存在するといえる。これらの議論から考えると、保育者は女性職であるとみなされていることから、男性比率が増加する小学校以上の教員よりも社会的地位が低いのだと説明することができる。

しかし、性別職域分離によって女性職に分類されている職業は他にも存在している。それにもかかわらず他の職業の平均給与よりも10万円以上低かった原因は何なのだろうか。ここでポイントとなるのが③保育の専門性に対する無理解、である。前述のようにわが国には「保育は育児をしたことがある人ならば誰でもできるものである」という認識が存在している。つまり、乱暴な言い方をすれば「素人でもできる仕事なのだから、そこに高度

な専門性など存在しない。誰がやっても同じことである。そもそも家庭で行えば賃金が発生しないようなものに高い賃金を支払う必要など無い。」という論理が存在していると考えられる。そこでは幼児教育の重要性、保育の高度な専門性に対する正当な理解がなされていないようにみえる。以上をふまえ、次節では保育の専門性について論じていく。

3. 3. 保育の専門性

表1:「保育」と「育児」の比較		
	保育	育児
対象者	他人の子ども	自分の子ども
対象人数	複数名(幼稚園・保育所の全園児数)	数名(自分の子どもの人数)
特別な配慮が必要な子どもが対象に含まれる可能性	あり	自分の子どもが該当する場合のみあり
保育場所	幼稚園・保育所	主に自宅
同僚の有無	あり	なし
他者の子育て支援の必要性	あり	なし
保護者のケアの必要性	あり	なし
地域交流の必要性	あり	なし

まず①「育児＝保育」なのか、について検証していく。表1は保育と育児の比較表である。まず育てる対象者であるが保育においては他人の子どもを育て育児においては自分の子どもを育てる。これこそが保育と育児の最大の違いである。他人の子どもを育てることと自分の子どもを育てることは

異なる。母親は「わが子」という自分と血のつながったかけがえのない存在だからこそ、体力面・精神面でいくら辛くても耐え、悩みながらも命をかけて必死に乗り越えていく。しかしこれが他人の子どもであれば、耐える筋合も、根気強く付き合う筋合もないため自分の子どもと同様に対応できるかという点必ずしもできるとは言えないだろう。

次に対象人数であるが、保育においてはその保育者が勤務する園に在籍する全園児数を対象とするのに対し、育児では自分の子どもの人数のみを対象とする。このように考えると保育においては数十人～数百人の子どもを対象とすることになる。一方、育児では少なくとも1人～多くても10人程度を対象とする。さらに、保育では全員が他人の子ども、育児では全員が自分の子どもである。自分の子どもである以上、自分と血が繋がっているのであり、自分の認識を大きく超える経験に遭遇する機会はそう多くはないと考えられる。しかし、保育のように毎年多くの子どもと接していれば、そのうちの数名は自分の認識や理解を超える子どもである確率が増える。例えば、特別な配慮が必要な子ども、何らかの障がいのある子ども、アレルギーのある子ども、外国籍の子ども等であり自分の子どもがこれらに該当している場合を除けば、育児においてはこうした子どもを育てる経験はしないであろう。

続いて保育場所、同僚の有無であるが、保育においては園で同僚がおり、育児においては自宅で同僚はいない。育児というのは自宅で他者の目がない状況で行われるため、母親自身の判断のみでことが運んでいく。そのためコミュニケーション能力は必ずしも求められない。それに対し、保育は園で同僚という他者の目がある状況で行われたため、同僚との連携が重要であり、コミュニケーション能力が必要となってくる。最後に他者の子育て支援、保護者のケア、地域交流の必要性についてであるが、保育においてはこれらが保育者に求められている仕事のひとつである。それに対して育児においてはこれらは求められない。

以上をふまえるならば「育児＝保育」ということは難しいだろう。ここまで検証してきたように、「保育」と「育児」は構造の面でも質の面でも大きく異なる。自分の子どもに対する「育児」のみをもって「保育」ができると言い切ってしまうことの危険性・脆弱性は計り知れない。保育者に求められる全ての知識・技術が自分の子どもの育児をただで身に付くものではないことは明白である。

次に、②中教審答申からみる幼児期における教育の重要性について論じていく。平成 17 年 1 月、中央教育審議会による「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について（答申）」が発表された。この中では「人の一生において幼児期は（中略）生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期」「幼児期における教育が、その後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものであることを認識し、子どもの育ちについて常に関心を払うことが必要である」と述べられている。このように、人間の根幹となる極めて重要な部分を育成するものであるということが明確に示されている。また、「小学校以降の生活や学習の基盤を培う学校教育の始まりとしての役割」「目先の結果のみを期待しているのではなく、生涯にわたる学習の基礎を作ること、『後伸（あとの）びする力』を培うことを重視している」「知識や技能に加え、思考力・判断力・表現力などの『確かな学力』や『豊かな人間性』、たくましく生きるための『健康・体力』から成る、『生きる力』の基礎を育成する役割を担っている」（中央教育審議会 2005）というように、幼児期に形成した基盤の上に小学校以降の学習が積み上がっていくものであり、わが国を支える人材が「後伸び」するか否かを決める重要なものであることを明示している。

続いて、③中教審答申からみる保育者の専門性について論じる。②で取り上げたものと同じ答申の中で保育者の専門性について論じる上で重要な記述が散見される。「幼児教育は、幼児期の発達の特性に照らして、幼児の自発的な活動としての『遊び』を重要な学習として位置づけ、幼稚園教育要領に従って教育課程が編成され、適切な施設設備の下に、教育の専門家である教員による組織的・計画的な指導を『環境を通して』行っているもの」「幼児は遊びの中で主体的に対象にかかわり、自己を表出する。（中略）このような幼児期の発達の特性に照らして、幼稚園では、幼児が自由に遊ぶのに任せるのではなく、教員が計画的に幼児の遊びを十分に確保しながら、生涯にわたる人間形成の基礎を培う教育を行っている。」「幼児教育は、幼児の内面に働き掛け、一人一人の持つ良さや可能性を見いだし、その芽を伸ばすことをねらいとするため、小学校以降の教育と比較して『見えない教育』と言われることもある。」「幼稚園等施設における教員等には、幼児一人一人の内面にひそむ芽生えを理解し、その芽を引き出し伸ばすために、幼児の主体的な活動を促す適当な環境を計画的に設定することができる専門的な能力が求められる」（中央教育審議会 2005）。このように幼児教育においては発達段階に鑑みてあえて「遊び」を軸とした教育を行っており、保育者はそれをただ見守るだけではなく一人一人の成長・発達を把握した上で瞬時に的確な判断を行いその子に合った方法で育ちを促していく、という能力が求められていることがわかる。

これに加え、「現在の幼稚園等施設の教員等には、子どもの育ちをめぐる環境や親の子育て環境などの変化に対応する力、具体的には、幼児の家庭や地域社会における生活の連続性及び発達や学びの連続性を保ちつつ教育を展開する力、特別な教育的配慮を要する幼児に対応する力、小学校等との連携を推進する力などの総合的な力量が必要」「子育てに関する保護者の多様で複雑な悩みを受け止め、適切なアドバイスができる力など、深い専門性も求められている」（中央教育審議会 2005）。このように、これからの幼児教育においては従来の専門性に加え、さらに高度な専門性が求められることが明言されている。

最後に、④教育段階別にみる教授技術の高度性について論じていく。保育所・幼稚園から大学まで教育段階が上がるにつれて教員の仕事はマニュアル化していき、生活指導的側

面も減少していく。大学教員の仕事は、一度に数百人の学生に講義を行う際に、受講生全員の顔と名前が一致していなかったとしても問題が生じることはない。また、その一人一人に適した接し方・教え方をしなくても、全員を集めて講義をしていれば大方の学生に指導ができたものとみなされている。これに対し、保育者は勤務する園に通う子ども全員の名前を覚えている必要があることに加え、一人一人の成長・発達を把握した上で、瞬時的確な判断を行い、その子どもに合った方法で育ちを促していく、という能力が求められている。すなわち担当する子ども一人一人に対して全て異なる最善の対応が求められている。マニュアルが無い、もしくはあったとしても無数にあり、それを臨機応変に用いる必要があるという仕事は、マニュアルが明確な仕事に比して非常に高度な知識・技術・能力が要求される。保育者は「遊び」を軸にした保育・教育が行われている場で働いているがゆえに、ともすると子どもと一緒に遊んでいるだけのように見られがちである。しかし、中教審の答申でも述べられているように、マニュアルが明示的でないがために「見えない教育」のように感じられるだけであり（中央教育審議会 2005）、実際には傍目には遊んでいるように見えても、保育者の一挙手一投足は数えきれないほどの配慮と判断の末に繰り出されているのである。

このようにわが国の将来にとって重要であり、高度な専門性が求められる保育であるが、わが国では正当に評価されているとは言い難い。では、もし正当に評価されるようになったとしたら、どのようなメリットが生じるのだろうか。次節ではこれについて論じていく。

3. 4. 保育の専門性が正当に評価された場合のメリット

まず①保育者希望者の積極的な増加について論じる。2章では、現在の方法では期待通りの保育者数の増加には至らないと指摘した。これに対し、もし保育者の専門性が正当に評価され、社会的地位、給与ともに上昇した場合、積極的に保育者になりたいと考える人が増えることが予想される。前述のように潜在保育者が踏みとどまっている最大の理由は給与面の問題であることから、逆に考えれば給与面が大幅に上昇すれば積極的に保育者に復帰する可能性は高まる。さらに、保育者が軽視されている状況を改善することで、他の職業ではなく積極的に保育者になりたい人の増加が期待できる。そのため、保育の高度な専門性への認識を社会全体に浸透させることが重要である。こうした状況をつくることで最終的には多くの保育者希望者を得られる上に、保育の質の向上にも繋がるのではないだろうか。

この方法のもう一つの良い点は、保育者が自らの評価に満足し、プライドを持って働けることである。現状では保育者は社会の第一線でバリバリ働く女性たちの「黒子」のような位置づけとされているという見方もできる。バリバリ働く女性たちは給与面でも待遇面でも恵まれているのに比して、その子どもたちを保育している保育者は給与面でも待遇面でも恵まれていないというダブルスタンダードが存在している。これでは安倍首相が宣言していた「全ての男女が輝ける社会」とは言えないはずであるが、保育者の社会的地位の向上が実現すれば、安倍首相が目指す社会に近づくことができる理屈になるだろう。

このように、自らの仕事に自信とプライドを持った保育者とそれを持たない保育者ではどちらが質の高い保育をできるかは一目瞭然である。給与の面、社会的地位の面が整い、自信とプライドを持てる仕事ならば、他の職業ではなく積極的に保育者を選ぶ人は増加す

るはずであるし、より質の高い人材が集まることが予想される。社会的威信が高いほど責任も伴うわけであり、そうすることで生半可な気持ちで保育者になる人も減り、保育の質の向上にもつながる。保育者が将来のわが国を担う優秀な国民の根幹部分を育成する重要な職業であることを考えるならば、これが本来あるべき増加の仕方なのではないだろうか。

さらに加えていうならば、高学歴女性が増加した現在において、自分の子どもを保育者に育ててもらえば優秀な保育者に育ててもらいたい、という気持ちを持っている女性が増加していることが予想される。そうした中で保育者の社会的地位が上昇し優秀な人材が増加すれば、安心して子どもを預けられるようになる。すると、保育所に子どもを預けることに対する心理的ハードルが下がり、就労を選択する女性も増えることが予想される。

次に②女性の労働者数の上昇について論じる。保育者が1名増加すると、3名～30名の子どもを預かることができるようになる（0歳児クラスが保育者：子ども＝1：3、5歳児クラスが保育者：子ども＝1：30のため）。つまり、保育者が1名増加すれば保育者も含め4名～31名の働く女性が増加する。保育者の社会的地位が上昇することで保育者の相当数の増加が見込めることから、自動的に女性の労働者数が大幅に増加することが予想される。

続いて、③女性の労働力率上昇による国際社会におけるわが国の地位向上について論じる。②のように女性の労働者数が増加すると、必然的に女性の労働力率も上昇する。これまで日本は女性の労働力率の面で国際社会の中で低い水準にあり、厳しい評価を受けてきた。しかし、質の高い保育者の増加により外で働きたいと考える女性も増加し、労働力率が上昇することが予想される。これによりわが国の国際社会における地位の上昇が期待できる。

最後に④政府主導による保育者の地位向上の取り組みの国際的なアピール力、について論じる。国際社会を見回すと、保育者の社会的地位が高い社会はほとんど見られず、その原因となる構造はいずれも似通っている。そうした中で、わが国が政府主導で保育者の社会的地位の上昇に取り組み実現したならば、そもそも「女性職」とみなされている職業であることから、男女共同参画に真剣かつ精力的に取り組んでいるという印象を与えられる可能性がある。またそれが実現すれば画期的なことであるため、国際的な注目を集めることになるだろう。CEDAW へのアピールとしてもインパクトがあり、わが国が男女共同参画社会に関する後進国から先進国への華麗な転身を遂げるきっかけになりうる可能性を孕んでいる。

このようにさまざまなメリットがあることが明らかになったが、実際に保育者の社会的地位を向上させるにはどのようにしたらよいのだろうか。次節ではこれについて提言する。

3. 5. 保育者の社会的地位を向上させるには

まず①保育者の専門性の精査、であるが、前述の中教審答申の中に以下のような記述が見られた。「今後の幼児教育がより一層、総合的かつ専門的なものになる中で、豊富な経験年数を有する教員等も含め、現在の教員等の資質や専門性では十分に対応できるのか懸念される面もある」（中央教育審議会 2005）。ここでは、保育者の専門性は確実に存在する一方で、現在その専門性が十分に身に付き発揮できている保育者ばかりではない、という現状認識がなされている。このことはすなわち、これまでの養成課程の見直しの必要性も指摘していることになる。したがって、社会構造や状況が変化してきたこの時期に立ち止っ

て現在の社会に求められる保育の専門性とはいかなるものなのかを徹底的に精査し、そのうえでそれを養成課程のカリキュラムに反映させていく必要があるだろう。そうした取り組みが整うことによって保育の高度な専門性について自信をもって主張することができるようになるはずである。また、こうした改訂を行うという変化の時期であればこそ、保育者の社会的地位向上というアクションを起こすには最適な時期であるといえるのではないだろうか。

この流れで考えると、②マスコミによる世論形成についても、保育者養成のカリキュラムが改訂されたことを取り上げた際に、保育の高度な専門性についてわかりやすく説得力を持って報道し国民の意識変化を図るという流れは論理的な上、非常にスムーズであろう。保育者の社会的地位の向上を考えると、もちろん給与面を上げることはどこかのタイミングで必要となるが、それ以上に重要なのが保育および保育者に対する国民の意識を変化させることであると考ええる。いくら実際の給与が高くても保育者という職業に対する威信が低ければ保育者希望者の増加は望めない。また、給与の上昇についても、保育の高度な専門性に対する認識が浸透した後に提案した方が受け入れる風潮もつくられやすいはずである。

続いて③税金に関する検討であるが、世論がうまく形成されたとしても、給与が上昇しなければ本当の意味での社会的地位の向上が達成されたとはいえない。保育の高度な専門性に対する認識の浸透と給与の上昇は車の両輪のようなものである。したがって、給与の上昇は考える必要がある。しかし、現状ではこの対策にあてる税金は圧倒的に不足している。ではどのようにしたらよいのか。保育者の給与をたとえば 100,000 円上昇させると考えた場合、現状の枠内では到底無理である。ここまで大きな変化となると、国家として保育という人材育成の根幹の重要性をどのように考えるのか、という問題になってくる。前述のように、乳幼児期は人間の根幹を形作る非常に重要な時期である。この時期に、しっかりと保育・教育を受けた子どもとそうでない子どもではどちらが将来のわが国を繁栄させてくれるだろうか。言うまでもなく、保育園・幼稚園での経験がその後の勉学の根底を形作るものであり、その時期に年齢に適した適切な保育・教育を受けさせることは国家にとって非常に重要かつ有益なことである。その重要な時期の保育を担うのにふさわしい教育・訓練を受けた人材を育成し、その重要性に見合った対価を支払うことはごく自然なことであるといえる。こうしたことをふまえ、この国が子どもの保育・教育にどれだけの財源を用意すべきなのか、真剣に考える時期に来ているのではないだろうか。今求められるのは「幼児期を軽視する国家」から「幼児期を重視する国家」への転換である。国家の財源全体の中で、福祉・教育の仕組みの在り方も含め検討することはわが国の将来にとって有益であると考ええる。

とはいえ、税金だけで全てを解決することが難しいのであれば④市場原理の導入も一つの方法であると考ええる。現在も民間企業の参入は可能であるが企業が参入しやすい条件が整っているとはいえない。企業の参入は議論のあるところだが、市場原理が働くことで質の低い施設は淘汰され、必然的に質の高い施設が残ることになる（鈴木 2012）。企業の参入によって質が落ちるとは限らないことは保育に先駆けて企業が参入している介護業界が証明している。経営陣が信念と志を持って参入するケースも存在し、その場合はよい介護が行われている例が多い。たとえ経営陣が利益の方を向いていたとしても、現場の人間に

信念と志があれば質の高い介護が行われている。介護は人、保育は人、なのであり、併せて養成課程の充実を進めることで、より保育の質を保証することが可能になるだろう。さらに企業参入の良い点は、税金の多寡にかかわらず企業努力で保育者の給与を上げうる余地がある点である。こういった点から考えると優良企業の参入はメリットを有していると考ええる。

4. おわりに

本稿では保育者の社会的地位が低い現状をふまえ、その原因を考察した。その上で、保育の重要性や高度な専門性について論じ、保育者の社会的地位を向上するメリットを述べた。そして最終的に保育者の社会的地位を向上する方法について提言を行った。

以上の提言を実行に移すことで10年後の保育が現在よりも質的にも量的にも向上すると考える。しかしながら、すでに保育に関する今後の計画も立てられている状況の中で本提言がすべて実行されることは困難であることも承知している。とはいえ、向かっていく方向として望ましい保育の形を示したつもりである。1つでも2つでもこの提言について検討されること、また、保育に関わる各方面の人々が各々の立場で実行できることを行うことにより、わが国の10年後の保育、100年後の保育がより良いものになっていくことを願っている。

<参考文献>

- ・青野篤子,2009,「男性保育者の保育職に対する意識--ジェンダー・フリー保育の観点から」『福山大学人間文化学部紀要』 9, 1-29.
- ・Beechey, Veronica, 1987, *Unequal Work*, London: Verso. = 1993, 高島道枝・安川悦子訳『現代フェミニズムと労働——女性労働と差別』中央大学出版部.
- ・中央教育審議会,2005,「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について（答申）」
- ・England, P., 1992, *Comparable Worth: Theories and Evidence*, Aldine deGruyter.
- ・伊藤公雄, 2010, 「CEDAW（国連女性差別撤廃委員会）最終勧告と「男女共同参画基本計画（第3次）」をめぐる」,『学術の動向』, 公益財団法人 日本学術協力財団.
- ・川瀬謙一郎,1961,「職業倫理の根本問題 —新しい教職の倫理のための準備的考察—」『国際基督教大学学報. I-A, 教育研究』 8, 88-111.
- ・「求職しない潜在保育士、「賃金合わない」47%」日本経済新聞 2014年1月5日
- ・厚生労働省, 2014, 「平成26年賃金構造基本統計調査」
- ・真鍋倫子,1998,「日本における性別職域分離の構造とその変化」『日本教育社会学会大会発表要旨集録』 50, 291-292.
- ・内閣官房内閣広報室ホームページ「WAW! Tokyo 2014 公開フォーラム 安倍総理スピーチ」http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement/2014/0912wawtokyo.html 2015年3月17日閲覧
- ・内閣府男女共同参画局ホームページ「第3次男女共同参画基本計画」http://www.gender.go.jp/about/danjo/basic_plans/3rd/ 2015年3月17日閲覧
- ・内閣府男女共同参画局ホームページ「女子差別撤廃委員会の最終見解（仮訳）」http://www.gender.go.jp/whitepaper/h22/zentai/html/shisaku/ss_shiryo_2.html 2015

年 3 月 17 日閲覧

- ・内閣府・文部科学省・厚生労働省,2015,「事業者向けFAQ（よくある質問）【第6版】」
- ・内閣府・文部科学省・厚生労働省,2014,『子ども・子育て支援新制度ハンドブック 施設・事業者向け』
- ・周燕飛,2002,「保育士労働市場からみた保育待機児問題」『日本経済研究』第46期,131-148.
- ・盛山和夫ほか,2006,『現代日本社会階層調査研究資料集：1995年SSM調査報告書.6(社会階層の変動と比較)』,日本図書センター
- ・すくらむ,2014,「認可外保育施設の子どもの死亡事故発生率は認可保育所の45倍」
<http://ameblo.jp/kokkoippan/entry-11763888611.html> 2015年3月17日閲覧
- ・鈴木亘,2012,「財源不足下でも待機児童解消と弱者支援が両立可能な保育制度改革～制度設計とマイクロ・シミュレーション」,『学習院大学 経済論集』第48巻第4号,237-267.
- ・都築一治,1998,「職業評定のモデルと職業威信スコア」1995年SSM調査シリーズ5『職業評価の構造と職業威信スコア』69-86.
- ・YouTube 文部科学省動画チャンネル「子ども・子育て支援新制度の解説 よくある質問（FAQ）その1」http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1350060.htm 2015年3月17日閲覧